

第1章 指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨

○子ども・若者を巡る今日的課題に適切に対応し、子ども・若者が誕生から社会的自立に至るまでの支援施策を総合的かつ体系的に構築し、効果的に推進するために策定する。

2 指針の位置づけ

○県において取り組むべき、子ども・若者育成施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針。

○子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく県計画。

3 指針の性格

○県の子どもの若者育成の基本理念や、子ども・若者自身への期待と、施策の基本方針、具体的に方針を示す。

○国の大綱「子ども・若者」ビジョンの趣旨を勘案。

4 指針の期間

○平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間

5 指針の対象

○0歳からおおむね30歳未満までの子ども・若者、施策により40歳未満まで

第2章 子ども・若者をめぐる現状と課題

1 社会環境の変化

- (1)子ども・若者人口の推移
- (2)少子化と3世代世帯の減少
- (3)情報化社会の進展
- (4)在留外国人の定着
- (5)雇用状況の変化
- (6)子どもの貧困問題

2 生活環境の変化

(1)家庭…子ども・若者と家庭を取り巻く状況と課題

- ①家庭の状況
- ②ニート・フリーターの状況
- ③障害のある子ども・若者の顕在化
- ④ひきこもりの子ども・若者の状況
- ⑤インターネット、スマートフォンの普及に伴う課題
- ⑥ひとり親家庭を取り巻く状況
- ⑦外国人の子ども状況

(2)学校…子ども・若者と学校を取り巻く状況と課題

- ①学校と勉強
- ②中高生の規範意識
- ③体力・運動能力の状況
- ④問題行動の状況

(3)地域社会…子ども・若者と地域社会を取り巻く状況と課題

- ①自然体験活動の減少
- ②社会への貢献意識の高まり
- ③女性の社会参画の進展

「やまなし子ども・若者育成指針（仮称）」（素案）の概要

第3章 子ども・若者育成の基本的な考え方

1 基本理念

～夢や希望を抱き、たくましく、しなやかに成長し、やまなしの未来を拓く「子ども・若者」を育むために～

- すべての子ども・若者は、本県の未来を担い共に社会を構成する主体となる
- 世界に目を向け、夢や希望を抱き、心身共にたくましくしなやかに成長する
- 様々な困難を乗り越えながら、自立する力を身につけやまなしの未来を拓く

2 基本目標

- 基本目標Ⅰ 心豊かな子どもが育つ家庭づくりと困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細やかな支援
- 基本目標Ⅱ 郷土のよさを理解し、世界に目を向けて、たくましくしなやかに成長できる学校教育の充実
- 基本目標Ⅲ やまなしの未来を切り拓く子ども・若者と対話し、支え、成長を地域社会で受けとめる環境づくり

第4章 子ども・若者育成の施策体系

基本目標Ⅰ

- 重点目標1 心豊かな子どもが育つ家庭教育を推進します。
- 重点目標2 ニート・フリーターに対する支援の充実を図ります。
- 重点目標3 障害のある子ども・若者への支援の充実を図ります。
- 重点目標4 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります。
- 重点目標5 インターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動を推進します。
- 重点目標6 貧困や外国人の言葉の問題など困難を有する子ども・若者とその家族を総合的に支援します。

基本目標Ⅱ

- 重点目標7 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します。
- 重点目標8 社会的・職業的自立に必要な能力、起業家精神やリーダーシップの育成を推進します。
- 重点目標9 いじめ・不登校、暴力行為、高校中途退学者への対応の充実を図ります。

基本目標Ⅲ

- 重点目標10 家庭・学校・地域社会の相互連携による教育力向上を支援します。
- 重点目標11 県民一人ひとりが地域社会で心と心で対話していく姿勢を持ち、子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します。
- 重点目標12 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します。

第5章 県民のみなさんへのメッセージ

第6章 計画の推進に向けて

施策の方向

- 〈重点目標1〉
□施策の方向1 子ども・若者や家庭に関する総合的な支援の充実
- 施策の方向2 家庭の教育力向上のための支援の推進
- 〈重点目標2〉
□施策の方向1 ニート・フリーターに対する就労支援の強化
- 施策の方向2 若者の職場適応と定着化
- 〈重点目標3〉
□施策の方向1 障害のある子ども・若者への就学支援の充実
- 施策の方向2 障害のある子ども・若者への就労支援の充実
- 施策の方向3 インクルーシブ教育システムの構築
- 〈重点目標4〉
□施策の方向1 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実
- 〈重点目標5〉
□施策の方向1 インターネット依存防止対策の推進
- 〈重点目標6〉
□施策の方向1 貧困問題を抱える子ども・若者支援
- 施策の方向2 ひとり親家庭に対する支援や施策の充実
- 施策の方向3 外国人児童生徒とその家庭に対する支援
- 施策の方向4 関係機関等による相談支援体制の強化
- 〈重点目標7〉
□施策の方向1 確かな学力の向上
- 施策の方向2 しなやかな心の育成
- 施策の方向3 健やかな体の育成
- 〈重点目標8〉
□施策の方向1 社会の変化に対応できる能力の育成
- 施策の方向2 社会参加の推進
- 施策の方向3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援の充実
- 〈重点目標9〉
□施策の方向1 いじめ・不登校、暴力行為への対策・支援の充実
- 施策の方向2 高校中途退学対策と中途退学者への支援の推進
- 〈重点目標10〉
□施策の方向1 家庭や地域社会との連携による学校支援の推進
- 施策の方向2 地域社会の教育力向上のための取り組みの推進
- 施策の方向3 様々な体験活動の機会の提供と多様な活動の場づくり
- 〈重点目標11〉
□施策の方向1 地域の人材育成と活動支援の充実
- 施策の方向2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進
- 〈重点目標12〉
□施策の方向1 社会環境浄化対策の推進
- 施策の方向2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進
- 施策の方向3 非行・犯罪防止対策の充実
- 施策の方向4 立ち直り支援体制の充実